



平成 22 年 10 月 25 日

各 位

会 社 名 三和ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 高山 俊隆
(コード番号 5929 東証1部)
問 合 せ 先 執行役員事業戦略部長 村上 光成
(T E L 03-3346-3019)

当社子会社の建設業法に基づく営業停止処分について

当社子会社の三和シャッター工業株式会社は、本年 6 月 9 日、公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為（近畿地区における受注調整関係事件）があったとして排除措置命令を受け、本年 8 月 10 日に同命令が確定したことに伴い、本日 10 月 25 日付けで国土交通省関東地方整備局から下記の通り建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令を受けました。

お取引先様、株主様ならびに関係者各位には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けしますことを、深くお詫び申し上げます。当社グループは、今回の処分を厳粛に受け止め、今後このような事が起きることのないよう、コンプライアンスの一層の徹底に取り組み、信頼の回復に全力で傾注してまいります。

記

1. 営業の停止命令の内容

(1) 処分対象

名 称：三和シャッター工業株式会社
所在地：東京都板橋区新河岸二丁目 3 番 5 号
代表者：代表取締役社長 木下和彦

(2) 停止を命じられた営業の範囲

全国における建具工事業に関する営業

(注)「建具工事業に関する営業」とは、注文者から建具工事を請け負う営業をいう。

(3) 期間

平成 22 年 11 月 9 日から平成 22 年 12 月 8 日までの 30 日間

2. 今後の業績に与える見通し

現段階で今回の処分による業績への影響を予想することは困難でありますので、今後の経緯を見ながら、業績予想の修正が必要となった場合は、速やかに情報開示を行います。

以 上